

熊本県緑化功労者推薦手続の運用

1 目的

熊本県緑化功労者表彰要領（以下「表彰要領」という。）第6条に基づく推薦の手続について定める。

2 推薦対象者の条件

表彰要領第5条に定める表彰基準を満たすことが見込まれること。

3 推薦者及び推薦数

（1）各広域本部地域振興局長から各1～2名（団体）程度

（2）森林保全課長も2に定める条件に該当すると認められる個人・団体を推薦できるものとする。

4 推薦の流れ

2に定める条件に該当する個人・団体について、5に定める功績調書（別記様式1）を作成し、森林保全課に提出するものとする。

5 提出書類及び提出期限

熊本県緑化功労者表彰功績調書：様式1

提出期限：各年度毎に定める

6 除外者

次に掲げる者は推薦対象者から除外するものとする。

（1）過去の緑化功労表彰者

（2）現職の地方公共団体及び農林水産業等団体の職員並びに県職員であった者のうち退職後5年を経過していない者

7 用語の定義

（1）「20年以上にわたり、県土の緑化に精励し、他の模範となる者」とは、表彰日現在まで、概ね20年以上にわたって活動が続けていることをいう。

（2）「県土の緑化に係る団体」とは、これらの業務に係る各種企業及び団体（任意団体及び学校を含む）をいう。

（3）「県土の緑化に係る団体の指導的地位」とは、当該団体において直接経営等に責任を有する役員をいう。

（4）「15年以上にわたり、県土の緑化に精励し、他の模範となる団体」とは、表彰日現在まで、概ね15年以上にわたって活動が続けていることをいう。